公的年金からの特別徴収の制度見直しについて

個人住民税の、公的年金からの特別徴収（天引きして納付する方法）の制度見直しが行われ、次のとおり改正となりました。

**①仮徴収金額の計算方法の改正**

　今までは仮徴収の金額（４月、６月、８月に天引きされる金額）を、前年度の本徴収の金額（１０月、１２月、２月に天引きされる金額）を１／３にして計算していたため、仮徴収と本徴収の金額に偏りが生じており、それを解消することができませんでした。

　今回の改正により、仮徴収の金額を、前年度の公的年金にかかる年税額の１／６の金額とすることになったため、本徴収との金額の偏りを解消することができるようになりました。

○改正**前**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特別徴収が継続される方 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| ４月 | ６月 | ８月 | １０月 | １２月 | 翌年２月 |
| 年金特徴年税額 | **前年度分の本徴収額÷３の額** | | | （年税額―仮徴収額）÷３の額 | | |

○改正**後**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特別徴収が継続される方 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| ４月 | ６月 | ８月 | １０月 | １２月 | 翌年２月 |
| 年金特徴年税額 | **（前年度分の年税額÷２）÷３の額** | | | （年税額―仮徴収額）÷３の額 | | |

**②転出や税額更正時の特別徴収の継続**

　今までは市町村からの転出や、申告等による税額変更が生じた場合は、特別徴収を停止して普通徴収（口座振替や窓口納付で納付する方法）に切り替わることとなっておりましたが、制度改正により、特別徴収を継続することとなりました。

　なお、今回の制度改正は、**年税額を増減させるものではありません。**

　ご不明な点がございましたら、税務係（９２－２５２５）までお問い合わせください。